

## 災害時等における医療コンテナ等医療用設備・資機材の供給に関する協定書

神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「甲」という。）、一般社団法人医療コンテナ推進協議会 代表理事 前林 清和（以下「乙」という。）及び神奈川県厚生農業協同組合連合会 相模原協同病院 病院長 荒木 正雄（以下「丙」という。）は、大規模災害や局地災害の発生時もしくは感染症の発生・まん延時及びそれらの発生の恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における医療コンテナ等医療用設備・資機材（以下「医療コンテナ等物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

## （総則）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、神奈川県地域防災計画及び神奈川県災害時保健医療救護計画等に基づき、甲が行う災害時等における医療提供体制の維持・強化に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定める。

## （要請）

第2条 甲は、災害時等において医療救護活動を行うにあたり、医療コンテナ等物資の確保が必要と認めるときは、乙に対し調達可能な医療コンテナ等物資の調整及び供給を、丙に対し丙が保有する医療コンテナ等物資の調整及び供給を要請することができる。

2 前項に規定する要請に基づき、乙が実施する医療コンテナ等物資の調整及び供給について、乙は、丙が保有する医療コンテナ等物資の調整及び供給を行うこととし、必要に応じ、丙以外が保有する調達可能な医療コンテナ等物資についても調整及び供給を行うものとする。

## （物資の種類）

第3条 前条第1項の乙が調達する物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 医療コンテナ（診察、治療、検査、病床等）
- (2) 付属設備（エアコン、電気設備他）
- (3) 発電機（2.2KVA～100KVA）
- (4) 医療機器（ポータブルレントゲン、簡易血液検査機器、エコー、心電計等）
- (5) 医療消耗品（注射、採血、手袋等）
- (6) 什器・備品（診察台、ベッド、デスク、受付台等）
- (7) その他甲が指定する物資

2 前条第1項の丙が保有する物資の種類は、神奈川県厚生農業協同組合連合会 相模原協同病院に保管中の次に掲げるものとする。

- (1) 移動型医療コンテナ（20フィート、待合室）※シャーシ及び付属設備を含む

- (2) 移動型医療コンテナ（20 フィート、診察室）※シャーシ、付属設備及び発電装置を含む。
  - (3) 移動型医療コンテナ（40 フィート、80 列 CT 装置搭載）※シャーシ、付属設備及び発電装置を含む。
  - (4) その他付属する機器及び什器・備品等
- 3 前条第 1 項の乙が調整する物資の種類は、次に掲げるものとする。
- (1) 移動型医療コンテナ及び設置型医療コンテナ（フラットパック型医療コンテナ 4 坪）※付属設備及び発電装置を含む
  - (2) その他付属する機器及び什器・備品、トイレ、流し等

（物資供給への協力）

第 4 条 乙及び丙は、甲からの要請を受けたときは、特別な理由がない限り甲の指示に従い、速やかに医療コンテナ等物資の調整及び供給を行うものとする。

（物資の引渡しと設置）

第 5 条 医療コンテナ等物資の引渡し及び設置は、原則として甲が指定する場所において乙が行うものとする。また、丙が保有する医療コンテナ等物資の引渡し及び設置について、丙は乙に協力するものとする。ただし、乙が運搬及び設置することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。なお、災害や感染症の発生地や規模、またはその他の状況により、甲、乙もしくは甲、乙、丙による協議の結果、より適切な方法があると判断される場合は、この限りではない。

- 2 前項に定める設置場所は、原則として神奈川県内の区域内とする。ただし、他の都道府県の災害において、国や他の都道府県から協力の要請があった場合には、乙及び丙は、甲と調整のうえ、丙が保有する医療コンテナ等物資を被災地に派遣するよう、可能な限り努めるものとする。
- 3 医療コンテナ等物資の撤去及び運搬についても、第 1 項と同様とする。
- 4 乙は、甲の指示に従い、必要に応じて被災地等における、医療コンテナ等物資のニーズを把握するほか、設置後の使用状況の確認等を実施し、医療コンテナ等物資が最大限活用されるように調整及び手配するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 この協定に基づき発生する費用負担は次のとおり定める。

- (1) 丙が保有する医療コンテナの維持管理費は甲及び丙が分担して負担する。ただし、甲が負担する経費の詳細及び金額は、甲の予算の範囲内で、各年度に甲と丙とで別途締結する覚書に定める。
- (2) 甲が実施する災害時等を想定した訓練において、甲の要請に基づき、乙及び丙が活

動及び物資の供給を行った場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

ア 医療コンテナ等物資の調達、運搬、設置、運用、撤収に要する経費（ただし、乙が運搬、設置、撤収を行う際に発生した事故により生じた経費については、乙が負担するものとする。）

イ 医療コンテナ等を活用した際の破損等に対する原状復帰にかかる経費（ただし、乙に故意または重大な過失等があった場合を除く。）

ウ 前号に掲げるもののほか、訓練の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

(3) 災害時等において、甲の要請に基づき、乙及び丙が活動及び物資の供給を行った場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。ただし、他の都道府県の災害において、国や他の都道府県の要請に基づき、丙が保有する医療コンテナ等物資を派遣した場合は、この限りではない。

ア 医療コンテナ等物資の調達、運搬、設置、運用、撤収に要する経費（ただし、乙が運搬、設置、撤収を行う際に発生した事故により生じた経費については、乙が負担するものとする。）

イ 医療コンテナ等を活用した際の破損等に対する原状復帰にかかる経費（ただし、乙に故意または重大な過失等があった場合を除く。）

ウ 前号に掲げるもののほか、医療コンテナ等物資の調整及び供給のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 前項第3号に規定する費用については、災害救助法に基づく政令及び規則等に準ずる。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙もしくは丙が災害時等に医療コンテナ等物資を運搬する際には、乙もしくは丙の車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(実施の報告)

第8条 乙及び丙は、医療コンテナ等物資の調達及び供給を行ったときには、全ての活動終了後、速やかに活動報告を甲に行うものとする。

(連絡担当者の指定)

第9条 医療コンテナ等物資の調整及び供給に係る要請の手続を円滑に行うため、甲、乙、丙は、連絡担当者を定めておくものとする。連絡担当者に変更があった場合には、速やかに報告するものとする。

(平時の活動)

第10条 甲、乙、丙は、この協定に基づく物資の供給が災害時等において迅速かつ円滑に行

われるよう、平時から情報交換及び必要な訓練を行うよう努めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から起算して 1 年間とする。ただし、有効期間満了日の 1 月前までに、甲、乙、丙のいずれからも文書による延長しない旨の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して 1 年間延長するものとし、以降もまた同様とする。また、甲、乙、丙のいずれかが協定を延長しない旨または変更を申し出た時は、その都度協議することとする。

(疑義の決定)

第 12 条 この協定書に定めのない事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙協議の上、決定するものとする。

(雑則)

第 13 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙協議のうえ、別に定めるものとする。この協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙 3 者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 3 月 30 日

甲 神奈川県横浜市日本大通 1  
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都千代田区二番町 9-2  
日興ロイヤルパレス二番町第 2 802  
一般社団法人医療コンテナ推進協議会  
代表理事 前林 清和

丙 神奈川県相模原市緑区橋本台 4 丁目 3-1  
神奈川県厚生農業協同組合連合会  
相模原協同病院  
病院長 荒木 正雄